

政府所有米穀を用途限定（加工用・飼料用等）で販売する場合の 横流れ防止のための検査マニュアル等の概要

1 政府の販売先の情報公開

- 販売の都度、販売先(破碎工場等を含む)の会社名・販売数量をホームページ上で公表する。

これまでは、公表していない。

2 販売先からの定期的な報告徴求

- 食糧法第52条に基づく報告徴求（違反は罰則あり）により、定期的（毎月）に、仕入れ・加工・販売に関する実績データと今後の予定を統一様式により報告させる。

これまでは、加工処理計画のみを提出させていた。

3 食糧法第52条に基づく立入検査（違反は罰則あり）を、定期的に及び随時に、抜き打ちで実施

- 強制力のある立入検査を基本とする。定期的に行うほか疑義情報があった場合には、その都度実施。

これまでは、売買契約等に基づく、加工への立会いや任意の立入調査がほとんど。

4 立入検査の手順等を明確にするとともに、チェック項目・方法を統一的に明示

(1) 手順

- 心構え
- 準備行為
- 実施
- 報告

・全体としての整合性があるか

(2) チェック項目・方法

- 加工工程の確認
- 加工施設の処理能力の確認
- 政府から購入した米の在庫確認
- 原料・製品の受払台帳及び現物の確認
- 出入金の確認

・販売の相手方からの伝票と合っているか

これまでのやり方では、二重帳簿を見抜けなかった。

5 販売先からの買受者に対する報告徴求・立入検査

- 必要に応じ食糧法第52条に基づく報告徴求・立入検査を行い、政府の販売先の帳簿等が正しいかどうかを照合する。

これまでは、全くやっていない。

6 加工等への立会いを抜き打ちで実施

- 販売先の加工処理計画を踏まえて、地方農政事務所が立会日程を組み、1日の作業工程全てに立会うなど重点的に実施。

これまでは、数時間の立会いのみのケースが多い。

7 立入検査等報告書の作成と審査

- 検査等担当官は、統一様式に基づく報告書を作成し、地方農政事務所及び地方農政局で審査、本省に報告。
- 問題がある場合は、本省や関係省庁、地方公共団体へ速やかに連絡することをルール化。

これまでは、十分な報告が行われていなかった。